

青梅市立泉中学校 P T A 会 則 (案)

第1章 総 則

(設立)

- 第 1 条 この会は昭和58年6月18日より、青梅市立泉中学校 P T A と称し、事務局を青梅市立泉中学校内に置く。
所在地 東京都青梅市新町 1-37

(目 的)

- 第 2 条 この会は、家庭と学校とが協力し、地域諸機関との連携を図りながら、生徒の豊かな生活を希求し、教育の発展に資することを目的とする。

(事 業)

- 第 3 条 この会の目的達成のため、次の事業を行なう。
- (1) 生徒の福祉、厚生、生活指導に関すること。
 - (2) 会員の親睦と研修に関すること。
 - (3) その他、目的達成のため必要と認めた事項に関すること。

第2章 会員及び役員

(会 員)

- 第 4 条 この会は、青梅市立泉中学校生徒の保護者（以下「P」という）及び学校職員（以下「T」という）をもって組織する。

(役 員)

- 第 5 条 この会に、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名 (P)
 - (2) 副 会 長 3名以上 (P 2以上、T 1)
 - (3) 庶 務 3名以上 (P 2以上、T 1)
 - (4) 会 計 2名以上 (P 2以上)
 - (5) 会計監査 3名以上 (P 2以上、T 1)
- 但し、青梅市中学校 P T A 連合会会長校及び、周年行事の準備・執行の年度時は若干名役員を増員することができる。

(役員を選任)

- 第 6 条 役員を選任は、次の通りとする。
役員は、別に定める役員推薦委員会が推薦し、総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

- 第 7 条 役員の仕事は、次の通りとする。
- (1) 会長は会を代表し、会務の統轄と総会、運営委員会及び役員会を招集する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務める。
 - (3) 庶務は議事を記録し、会務を行なう。
 - (4) 会計は会計事務を行ない、決算を総会で報告する。
 - (5) 会計監査は会計を監査し、その結果を総会で報告する。

- (役員の任期)
- 第 8 条 役員の任期は、年度当初に行なわれる定期総会から次年度の定期総会までとする。ただし、再任は妨げない。

第3章 会 議

- (機 関)
- 第 9 条 この会に次の機関を置き、会議を行なう。
- (1) 総会
 - (2) 運営委員会
 - (3) 役員会
 - (4) 学年委員会（1年、2年、3年、F組）
 - (5) 地区委員会
 - (6) 広報委員会
 - (7) 文化厚生委員会
 - (8) その他の委員会

- (総 会)
- 第10条 定期総会は、年1回開催し、事業報告及び計画の承認、予算の審議及び決算の承認、役員の承認、その他必要事項を審議決定する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 尚、総会の成立は会員の2分の1以上の出席を要する。但し、委任状による出席を認める。

- (運営委員会)
- 第11条 運営委員会は、会長、副会長、庶務、会計、各委員会委員長、学年委員長、地区長をもって組織し、会務に関する審議を行い、総会に次ぐ議決機関とする。

- (役員会)
- 第12条 役員会は、会長、副会長、庶務、会計をもって組織し、総会及び運営委員会に付託する原案を定め、会の常務及び緊急を要する事項を処理する。

- (学年委員会)
- 第13条 学年委員会は、各学年4名以上選出された委員をもって学年ごとに組織し、互選により学年委員長1名、学年副委員長1名を定め、学年行事を行なう。

- (地区委員会)
- 第14条 地区委員会は、別に定める各地区2名以上選出された地区委員をもって組織し、互選により地区委員長1名、地区副委員長2名を定め地区活動を行なう。

- (広報委員会)
- 第15条 広報委員会は、各学年3名以上選出された広報委員をもって組織し、互選により広報委員長1名、広報副委員長2名を定め、広報活動を行なう。

- (文化厚生委員会)
- 第16条 文化厚生委員会は、各学年4名以上選出された文化厚生委員をもって組織し、互

選により文化厚生委員長1名、文化厚生副委員長2名を定め、文化厚生活動を行なう。

(その他の委員会)

第17条 必要に応じて運営委員会の承認を得て、その他の委員会を置き、目的達成のための活動を行なうことができる。

第4章 会 計

(経 費)

第18条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第19条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会 費)

第20条 この会の会費は、1所帯あたり年額3000円とする。

第5章 雑 則

(細 則)

第21条 この会の運営に関する必要事項は、別に定める細則によるものとする。

(会則の改正)

第22条 この会則の改正は、総会の議決を経て改正することができる。

付 則

1. この会則は、昭和58年6月18日より実施する。
2. この会則は、昭和59年5月26日一部改正し、同日施行する。
3. この会則は、平成2年5月12日一部改正し、同日施行する。
4. この会則は、平成6年5月28日一部改正し、同日施行する。
5. この会則は、平成7年5月20日一部改正し、同日施行する。
6. この会則は、平成9年5月17日一部改正し、同日施行する。
この会則第5条の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までの副会長の定数は4名（P3、T1）とする。
7. この会則は、平成12年5月20日一部改正し、同日施行する。
8. この会則は、平成14年5月11日一部改正し、同日施行する。
9. この会則は、平成21年5月9日一部改正し、同日施行する。
10. この会則は、平成24年5月12日第5条・第20条を一部改正し、同日施行する。
11. この会則は、平成25年5月11日第1条・第11条を一部改正し、同日施行する。
12. この会則は、平成27年5月9日第5条を一部改正し、同日施行する。
13. この会則は、令和元年5月11日第5条を一部改正し、同日施行する。
14. この会則は、令和2年6月30日第1条、第9条、第11条、及び第13～16条を一部改正し、同日施行する。ただし、令和2年度の各委員会については従前の例によるものとする。